

(趣旨)

第1条 愛知医科大学（以下「本学」という。）において授与する学位については、愛知医科大学学則及び愛知医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、次のとおり専攻分野を付記するものとする。

- 一 学士
 学士（医学）
 学士（看護学）
- 二 修士
 修士（看護学）
- 三 博士
 博士（医学）

2 本学の学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

第3条 削除

(課程による者の学位論文等の提出)

第4条 大学院学則第18条第1項により学位論文を提出し、審査を受けようとする者は、次の書類を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 一 医学研究科
 ア 論文審査願
 イ 論文要旨
 ウ 履歴書
- 二 看護学研究科
 ア 論文審査願
 イ 論文要旨

2 前項により提出する学位論文は、1編とする。

3 第1項の学位論文には、参考論文を添付することができる。

(課程による者の課題研究論文等の提出)

第4条の2 看護学研究科において大学院学則第17条第1項ただし書の規定に基づき特定の課題についての研究の成果（以下「課題研究論文」という。）の審査を受けようとする者は、次の書類を添え、看護学研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 一 課題研究論文審査願
- 二 課題研究論文要旨

2 前項により提出する課題研究論文は、1編とする。

3 第1項の課題研究論文には、参考論文を添付することができる。

(学位論文又は課題研究論文の受理)

第5条 学位論文又は課題研究論文（以下「学位論文等」という。）の受理は、当該研究科の研究科委員会（以下「当該委員会」という。）の議を経て学長が決定する。

2 受理した学位論文等は、当該委員会にその審査を付託する。

3 受理した学位論文等は、いかなる事由があっても返付しない。

(審査委員会)

第6条 前条第2項により学位論文等の審査を付託された当該委員会は、構成員の中から3名以上の審査委員を選出し、審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、必要に応じ、審査委員会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審査委員会の任務)

第7条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を行う。ただし、学位論文等の審査の結果著しく不十分な場合には、最終試験を行わないことがある。

2 審査委員会は、学位論文等の提出者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(最終試験)

第8条 最終試験は、学位論文等の審査を終了した者に対し、学位論文等を中心としてこれに関連ある科目について、口答又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

第9条 医学研究科において行う学位論文の審査及び最終試験は、学位論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。

2 看護学研究科において行う学位論文等の審査及び最終試験は、学位論文等を受理した後3月以内に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を終了したときは、それぞれの論文の審査の要旨及び最終試験の成績を、文書をもって当該委員会に報告しなければならない。

2 第7条第1項ただし書により最終試験を行わないときは、その旨を文書をもって当該委員会に報告しなければならない。

(当該委員会の議決)

第11条 当該委員会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否につき議決する。

(課程によらない者の学位授与の申請)

第12条 大学院学則第21条による博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に学位論文、論文要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び研究歴証明書並びに学位審査手数料を添え、医学研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本学大学院の博士課程を退学した者が、再入学しないで論文を提出しようとするときは、前項の規定によるものとする。

第13条 削除

(学力の確認)

第14条 第12条による学位申請者に対しては、学力の確認のため、口頭試問及び筆答試問を行うものとし、外国語(原則として2カ国語)及び専攻学術に関し博士課程を終えて学位を授与される者と同様以上の学識を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

2 本学大学院の博士課程において所定の年限在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、退学した日から3年以内に論文を提出したときは、前項の試問を免除することができる。

(課程によらない者の審査等)

第15条 第12条による学位申請者の学位論文の受理、審査、試験等については、第5条から第11条までの規定を準用する。この場合において、第7条第1項、第9条並びに第10

条第1項及び同条第2項中「最終試験」とあるのは「試験及び試問」と、第8条中「最終試験」とあるのは「試験」と、第11条中「課程修了の可否」とあるのは「学位論文の可否」と読み替えるものとする。

(学位の授与)

第16条 学長は、第11条の議決に基づき、課程修了の可否又は学位論文等の可否を決定し、課程修了又は学位論文等の合格を決定した者に学位を授与する。

2 課程修了を否決し、又は学位論文等の不合格を決定した者には、その旨通知する。

(審査要旨の公表)

第17条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

3 前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

第19条 削除

(学位授与の報告)

第20条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の取消)

第21条 本学の修士又は博士の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

一 不正の方法により学位を授与された事実が判明したとき。

二 名誉を汚辱する行為があつたとき。

(学位記)

第22条 学位記は、別記様式第1号から別記様式第5号のとおりとする。

(審査手数料)

第23条 学位審査手数料については、愛知医科大学大学院における学位審査手数料及び入学検定料等に関する規程の定めるところによる。

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、学位の審査等に関し必要な事項は、当該研究科長が定める。

(細則)

第25条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、大学運営審議会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別記様式1及び別記様式2の改正規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月17日から施行し、平成25年4月1日以降の博士（医学）学位
取得者から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号

（第22条関係）

学士（医学）

別記様式第2号

（第22条関係）

学士（看護学）

別記様式第3号

（第22条関係）

修士（看護学）

別記様式第4号

（第22条関係）

博士（医学）（第4条第1項該当者の場合）

別記様式第5号

（第22条関係）

博士（医学）（第12条第1項該当者の場合）